

町税を納めないでいると…

「納め忘れた」「納められない」「納めたくない」など滞納には様々な理由がありますが、町税を納めないとどうなるのでしょうか？

1 公平な納税のために…

滞納を放置しておくことは、納期内納税者との公平性を欠くことになります。また、町の財政が圧迫され、町民サービスに支障をきたしかねません。このため、町では納税力のある滞納者に対して、差押えなどの滞納処分を強化しています。

2 税金を納めないままでいると損することばかり…

- 納める税金のほかに、督促手数料(100円)と延滞金(年率14.6%)を納めなければなりません。
- 補助金や融資などの行政サービスに制限がかかります。
- 財産調査を行うため、勤務先や金融機関などにあなたが滞納している事実が知らされます。
- 「差押え」を受け、強制的に税金を徴収されることになり、社会的信用を失うなど不利益を受けることとなります。

3 税金滞納処分(差押え)を強化しています！

差押えは、滞納期間や滞納額の多さにかかわらず行います。預貯金や生命保険、給与、不動産等を差押え、滞納税金に充てます。

また、差押えは滞納者の意思とは関係なく行います。

【滞納処分の流れ】

1 督促・催告

納期限を過ぎたら、納税者に督促状を発送し、納付を促します。それでも納付されない場合には書面で催告します。



2 財産調査

金融機関・生命保険会社・勤務先・官公庁・取引先などへ滞納者が所有する財産の調査を行います。



3 財産差押え

度重なる催告にもかかわらず、また相談なく税金を納めない場合、滞納処分により財産を差押えます。



4 換価処分

預貯金は即時取り立て、不動産は公売(売却)により金銭にし、町税に充当します。

【差押え実績】

(件)

区 分	H21～ H23年度	H24年度			合 計
		4～6月	7～8月	小 計	
預 貯 金	157	33	28	61	218
給 与	4	—	1	1	5
生 命 保 険	84	7	4	11	95
不 動 産	48	1	1	2	50
国 税 還 付 金	—	1	—	1	1
合 計	293	42	34	76	369

【差押えに至るまで】

差押えを執行された人が税務課に「連絡なしに、何で差押えするんだ！」と言ってくる場合があります。差押えは、法の規定に基づく強制処分のため「いつ行います」といった滞納者への連絡は一切行っていません。

滞納処分の執行前には、督促状や催告書などを滞納者に通知します。これらの通知には「滞納金額の納付期限」や「納税相談の要請」などが記載されています。通知を無視したり、要請に応じない場合や、財産があるのに税金を納付しない場合などには、差押えを執行します。

4 放置しないで早めに相談を！

やむを得ない事情により納期限までに納付できない場合は、早めにご相談ください。また、納付書を紛失してしまった場合はご連絡ください。

問合せ 税務課 収納対策室 ☎029 - 288 - 3111 (内線121,122)